百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議財務規程

資料2-2

　（趣旨）

第１条　この規程は、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議規約（以下「規約」という。）第１０条の規定に基づき、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議（以下「保存活用会議」という。）の財務に関し、法令に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

　（歳入歳出予算）

第２条　保存活用会議の予算は、規約第１１条の規定に基づき、大阪府、堺市、羽曳野市及び藤井寺市（以下「関係地方公共団体」という。）の分担金及びその他の収入をその歳入とし、保存活用会議の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

２　保存活用会議の予算の調整は、毎会計年度開始前に行い、保存活用会議の承認を得るものとする。

　（予算の補正）

第３条　保存活用会議の予算について補正が必要であるときは、補正予算を調製し、速やかに保存活用会議の承認を得るものとする。

　（予算の流用及び予備費の充当）

第４条　保存活用会議の予算は、予算の範囲内で予算の流用及び予備費の充当を行うことができる。

　（出納及び現金の保管）

第５条　保存活用会議の出納は、事務局長が司る。

２ 保存活用会議に属する現金は、銀行その他の金融機関に、これを預けて保管するものとする。

　（出納員）

第６条　事務局長は、保存活用会議の事務局の職員のうちから出納員を任命するものとする。

２　出納員は、事務局長の命を受けて、保存活用会議の出納を処理する。

　（小口現金の保管）

第７条　事務局長は、慣習上現金をもって支払うこととされている支払に充てるため、出納員に対して現金を前渡しし、保管させることができる。

２　前項の規定により出納員が保管できる現金の額は、50,000円を限度とする。

　（収入の調定）

第８条　収入を調定しようとするときは、収入伺書を作成し、これを決定しなければならない。

　（支出命令）

第９条　経費の支出をしようとするときは、支出命令伺書を作成の上決定しなければならない。

２　支出命令伺書には、請求書、契約書の写しその他支出を必要とすることを証明する書類を添付するものとする。

　（特例払）

第１０条　経費の性質により、資金前渡、概算払、前金払及び部分払をすることができる。

　（契約）

第１１条　売買、賃貸、請負その他の契約は、競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

　（契約書の省略）

第１２条　契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略し、見積書その他の書類をもってこれらに代えることができる。

　（１）契約金額が1,500,000円を超えない契約を締結しようとするとき。

　（２）前号に掲げる場合を除くほか、契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がな　いと認めるとき。

　（契約書の記載事項）

第１３条　契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限、履行場所その他必要な事項を記載するものとする。

　（随意契約）

第１４条　第１１条の規定により随意契約できる場合は、売買、貸借、請負その他の契約で、その予定価格が別表第１に掲げる金額を超えない場合に限られる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

　（１）保存活用会議が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

　（２）緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

　（３）競争入札に付することが不利と認められるとき。

　（４）時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

　（５）競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

　（６）落札者が契約を締結しないとき。

　（見積書の徴収）

第１５条　随意契約に付するときは、なるべく２以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認められるものについては、この限りでない。

　（決算等）

第１６条　保存活用会議の決算は、毎会計年度終了後３か月以内に調製しなければならない。

２　前項の決算は、監事の監査に付した後、保存活用会議の会議に諮り、承認を得るものとする。

（監査）

第１７条　前条第２項の監事による監査は、公認会計士のほか、堺市文化観光局長、羽曳野市教育委員会事務局生涯学習部長及び藤井寺市教育委員会事務局教育部長が、年度ごとの輪番により行うものとする。

２　輪番による監査については、令和元年度決算より、前項に記載する順により行うものとする。

　（出納の閉鎖）

第１８条　保存活用会議の出納は、翌年度の５月３１日をもって閉鎖する。

　（その他）

第１９条　保存活用会議の財務に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、公費の取り扱いに準じ適正に行うものとする。

附　則

　この規程は、平成２３年５月１２日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成２６年６月１８日から施行する。

　　　附　則

この規定は、平成２８年５月１０日から施行する。

　　附　則

この規程は、令和元年１２月２０日から施行する。

　　附　則

この規程は、令和２年５月１５日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年５月１３日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年５月１２日から施行する。

別表第１（第１４条関係）

　財産の買入れ　160万

　物品の借入れ　80万

　前各号に掲げるもの以外のもの　100万円